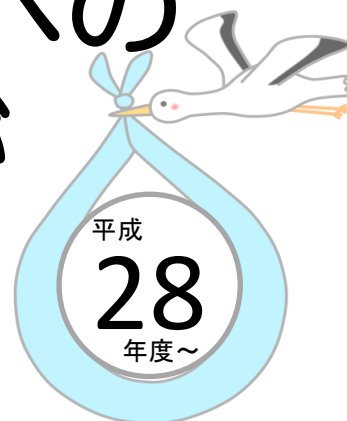


# 特定不妊治療への 助成の仕組みが 変わります。



平成28年度から新制度に完全移行します。

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢により  
助成回数が異なります。

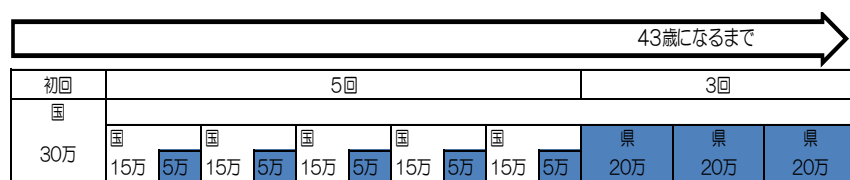
- ・ 40歳未満の場合・・・通算9回まで
- ・ 40歳から42歳の場合・・・通算3回まで
- ・ 43歳以上の場合・・・対象となりません

## ○平成28年度からの特定不妊治療費助成制度

対象年齢	年間助成回数	通算助成期間	通算助成回数	助成金額
43歳未満	制限なし	制限なし	初回40歳未満 通算9回まで (国6回+県3回※1)  初回40歳～42歳 通算3回まで(国3回)	20万まで (治療区分C、Fは 10万まで)  初回に限り30万まで (治療区分C、F 除く)

※1 県は3回を上限とし、国と併せて通算9回まで助成する

### 【初回40歳未満の場合】



### 【初回40歳～42歳の場合】



特定不妊治療の一環として  
男性不妊治療を行った場合  
(精巣又は精巣上体から精子を採  
取する手術)

1.5万円/回 まで上乗せ

※初回30万、男性不妊分15万についてはH27年度（H28.1.20以降に治療を終え初めて助成を受ける場合）から適用

## ○平成27年度までに助成を受けていた方

表1 平成25年度以前に助成を受けていた方

初めて助成を受けた際の 治療開始時の妻の年齢	旧制度		新制度
	26年度	27年度	28年度以降
40歳未満	3回/年まで ※1	3回/年まで ※1	43歳になるまで 通算9回まで ※2
40歳以上	3回/年まで	3回/年まで	43歳になるまで 通算3回まで ※3

- ※1 助成期間は通算5年以内。助成を受けていない年度は通算期間に含まない  
 ※2 27年度までに通算5年の助成を受けた場合は対象外、27年度までの通算助成回数（国6回・県3回それぞれ通算）も含める  
 ・国助成回数、県助成回数が不明な場合はお問い合わせください  
 ※3 27年度までの通算助成回数も含める

表2 平成26年度又は平成27年度に初めて助成を受けた40歳以上の方

初めて助成を受ける際の 治療開始時の妻の年齢	旧制度		新制度
	26年度	27年度	28年度以降
40歳～42歳	3回/年まで	3回/年まで	43歳になるまで 通算3回まで ※3
43歳以上	3回/年まで	3回/年まで	助成なし

- ※3 27年度までの通算助成回数も含める

表3 平成26年度又は平成27年度に初めて助成を受けた40歳未満の方

初めて助成を受ける際の 治療開始時の妻の年齢	新制度		
	26年度	27年度	28年度以降
40歳未満 ※4	年間助成回数 制限なし		43歳になるまで 通算9回まで

- ※4 平成26年度、27年度に初めて助成を受けた方は新制度を適用

## ○今後、何回助成を受けられるかなど、不明な点は県地域振興局福祉環境部 又は県健康推進課へお問い合わせください。

秋田県	北秋田地域振興局大館福祉環境部（大館保健所）	0186-52-3952
	北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部（北秋田保健所）	0186-62-1166
	山本地域振興局福祉環境部（能代保健所）	0185-52-4333
	秋田地域振興局福祉環境部（秋田中央保健所）	018-855-5170
	由利地域振興局福祉環境部（由利本荘保健所）	0184-22-4122
	仙北地域振興局福祉環境部（大仙保健所）	0187-63-3404
	平鹿地域振興局福祉環境部（横手保健所）	0182-32-4006
	雄勝地域振興局福祉環境部（湯沢保健所）	0183-73-6155

秋田市に住所がある方は、秋田市の制度で助成を受けることとなります。手続き等は県とは異なりますので、直接秋田市にお問い合わせください。

秋田市	秋田市子ども未来部子ども健康課	018-883-1172
-----	-----------------	--------------

お問い合わせ 秋田県健康福祉部健康推進課 TEL.018-860-1426

申請書ダウンロードなど

美の国 コウトリ

検索 